

# ○小田原市重度障害者医療費助成要綱

(昭和56年 4月 1日)

小田原市重度障害者医療費助成要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、重度障害者の保健の向上と福祉の増進を図るため、重度障害者が療養又は医療の給付を受けた場合にその医療費を助成することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において「重度障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定による身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5（以下「別表」という。）の1級又は2級に該当する障害を有する者
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所（以下「児童相談所」という。）又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）において知能指数が35以下と判定された者
- (3) 身体障害者手帳の交付を受け、別表の3級に該当する障害を有する者で、児童相談所又は更生相談所において知能指数が50以下と判定されたもの
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付を受け、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級に該当する者

2 この要綱において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(対象者)

**第3条** この要綱により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する重度障害者とする。

- (1) 本市が行う国民健康保険の被保険者
- (2) 小田原市後期高齢者医療に関する条例（平成20年小田原市条例第1号）の規定により本市が保険料を徴収する被保険者
- (3) 住民基本台帳法（昭和42年法律第41号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に記載され

ている者で、次のいずれかに該当するもの

ア 国民健康保険法の規定による被保険者（第1号に掲げる者を除く。）

イ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による被保険者（前号に掲げる者を除く。）

ウ 医療保険各法の規定による被保険者若しくは組合員又はこれらの被扶養者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による医療扶助を受けている者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による医療支援給付を受けている者

(2) 前項第3号に掲げる者であって、本市以外の市町村又は特別区が行う医療費の助成を受けることができるもの

（受給資格の申請）

**第4条** 医療費の助成を受けようとする者は、重度障害者医療の受給資格（取得・変更・喪失）申請（届出）書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 被保険者証、日雇特例被保険者手帳又は組合員証

(2) 身体障害者手帳、神奈川県療育手帳制度実施要綱（昭和49年1月28日障福第572号神奈川県民生部長通知）の規定による療育手帳若しくは第2条第1項第2号に該当する者であることを証する書類又は精神障害者保健福祉手帳

(3) 前年（申請日の属する月が1月から6月までの場合にあつては、前々年）の所得の状況を証する書類

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前項第3号に掲げる書類の内容を公簿等により確認することができる場合には、当該書類の添付の省略を認めることができる。

（医療証の交付）

**第5条** 市長は、前条の申請があつた場合は、内容を審査し、相当と認めるときは、申請者に対し重度障害者医療証（様式第2号。以下「医療証」という。）を交付するものとする。

（助成の始期及び終期）

**第6条** 医療費の助成は、次に掲げる日以後に係る療養又は医療の給付から行うものとする。

(1) 本市の市民となった日

(2) 医療保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは被扶養者、国民健康保険法の規定による被保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者の資格を取得した日

(3) 第3条第1項の重度障害者に認定され、又は判定された日

(4) その他対象者となった日

2 医療費の助成は、次に掲げる日以後に係る療養又は医療の給付については、行わない。

(1) 本市の市民でなくなった日

(2) 医療保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは被扶養者、国民健康保険法の規定による被保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者の資格を喪失した日

(3) 第3条第1項の重度障害者に該当しなくなった日

(4) その他対象者でなくなった日

(医療証の有効期間)

**第7条** 医療証の有効期間は、2年以内とする。

(医療証の更新)

**第8条** 医療証の更新は、職権により行うものとする。

2 受給者は、医療証の有効期間が満了し、前項の規定により新たな医療証の交付を受けたときは、直ちに有効期間の満了した医療証を市に返還しなければならない。

(医療証等の提示)

**第9条** 医療証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、療養又は医療の給付を受けるときは、健康保険法第63条第3項に規定する保険医療機関又は保険薬局及び同法第88条第1項の指定訪問看護事業者（以下「保険医療機関等」という。）に医療証を提示しなければならない。

(医療証の再交付申請)

**第10条** 受給者は、医療証を破り、汚し、又は紛失したときは、重度障害者医療の受給資格（取得・変更・喪失）申請（届出）書を市長に提出して、再交付を受けなければならない。

2 医療証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の届出書にその医療証を添えなければならない。

3 受給者は、医療証の再交付を受けた後、紛失した医療証を発見したときは、直ちにこれを市に返還しなければならない。

(届出の義務)

**第11条** 受給者は、住所、氏名その他第4条の規定による申請に係る事項に変更が生じたとき又は助成資格を喪失したときは、重度障害者医療の受給資格（取得・変更・喪失）申請（届出）書に医療証及び当該変更の事実を証する書類又はその写しを添えて、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の書類又はその写しにより証明される事項を公簿等により確認することができる場合は、当該書類又はその写しの添付を省略させることができる。

(療養又は医療の給付の適用範囲)

**第12条** この要綱による療養又は医療の給付の適用範囲は、医療保険各法、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律にそれぞれ規定する療養又は医療の給付の適用範囲内とし、自己診療による療養又は医療の給付については、適用しない。

(助成の額)

**第13条** 医療費の助成額は、療養又は医療の給付を受け、当該給付に要する費用のうち医療保険各法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律その他の法令の規定により受給者が負担すべき額（入院時食事療養費の標準負担額及び第2条第1項第4号に該当する対象者の入院に係る療養又は医療の給付を除く。）とする。

2 前項の場合において、受給者が負担すべき額について医療保険各法、国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律の規定により付加給付及び高額療養費が給付される時又は国若しくは地方公共団体が一部を負担する定めがあるときは、医療費の助成額は、受給者が負担すべき額から当該付加給付額、高額療養費相当額又は負担額を控除した額とする。

（助成の方法）

**第14条** 医療費の助成は、助成する費用を保険医療機関等に支払うことにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、受給者が保険医療機関等に医療費を支払ったときは、当該受給者に対し助成すべき額を支払うものとする。

3 前項の方法による助成は、受給者が保険医療機関等に医療費を支払った日から2年以内のものに限る。

（助成の申請等）

**第15条** 前条第2項の方法により医療費の助成を受けようとする受給者は、医療助成費支給申請書（様式第3号）に医療証及び被保険者証、日雇特例被保険者手帳又は組合員証並びに保険医療機関等が発行する領収書を添えて、申請しなければならない。

（損害賠償との調整）

**第16条** 市長は、受給者が疾病又は負傷について第三者から損害賠償を受けたときはその価額の限度において医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

（不正利得した場合の措置）

**第17条** 市長は、偽りその他不正の手段によりこの要綱による助成を受けた者があるときは、その者から、その助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

（受給権の保護）

**第18条** この要綱により助成を受ける権利は、これを譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

（その他）

**第19条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

様式 略